

綾瀬市応急手当普及啓発活動実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民に対して行う応急手当の普及啓発活動について、普及講習の実施方法、応急手当指導員の認定要件等必要な事項を定め、もって住民に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及に資することを目的とする。

(応急手当の普及項目)

第2条 住民に対する応急手当の普及項目については、応急手当の必要性（心停止の予防等の必要性を含む。）のほか、心肺蘇生法（傷病者が意識障害、呼吸停止、心停止又はこれに近い状態に陥ったとき、呼吸及び循環を補助し、傷病者を救命するために行われる応急手当をいう。以下同じ。）及び大出血時の止血法を中心とする。

(住民に対する普及講習の種類)

第3条 住民に対する標準的な講習は、次に掲げるものとし、そのカリキュラム、講習時間等については別表1、別表1の2、別表1の3及び別表2のとおりとする。

講習の種類	主な普及項目
普通救命講習	心肺蘇生法（主に成人を対象）大出血時の止血法
	心肺蘇生法（主に成人を対象）大出血時の止血法 (注)受講対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法とする。
	心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）大出血時の止血法
上級救命講習	心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児を対象） 大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当、搬送法

2 住民に対する応急手当の導入講習である「救命入門コース」の主な普及項目は、胸骨圧迫及びAEDの取扱いとする。また、そのカリキュラム、講習時間等については別表3及び別表3の2のとおりとする。

(修了証等の交付等)

第4条 消防長は、応急手当指導員が指導する普通救命講習又は上級救命講習を修了した者に対し、それぞれの講習に対応した、第1号様式、第1号様式の2、第1号

様式の3又は第3号様式に定める修了証を交付するものとする。

2 消防長は、応急手当普及員から申請があった場合は、当該応急手当普及員が指導する普通救命講習を修了した者に対し、それぞれの講習に対応した第2号様式、第2号様式の2又は第2号様式の3に定める修了証を交付することができるものとする。

3 消防長は、修了証を交付したときは、交付を受けた者の氏名及び交付年月日等を記録しておかなければならない。

なお、消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

4 消防長は、応急手当指導員や応急手当普及員（申請があった場合）が指導する救命入門コースに参加した者に対し、第4号様式に定める参加証を交付することができるものとする。

（応急手当指導員の認定等）

第5条 綾瀬市消防本部が行う普通救命講習又は上級救命講習の指導（住民等の要請に応じて消防機関が指導者を派遣し、普及指導する場合を含む。）については、応急手当指導員がこれにあたるものとする。

2 応急手当指導員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認められる者について、消防長が認定する。

(1) 次のア又はイに該当する者で別表4に定める応急手当指導員講習を修了した者。ただし、アに該当する者で、応急手当指導員の資格認定を行う時点において、過去1年間に30時間以上の応急手当の普及啓発活動に従事していると認める者については、応急手当指導員講習を免除することができる。

ア 救急救命士又は救急隊員の資格を有する者

イ 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者

(2) 前号以外の消防職員（応急手当の普及業務に関し、消防職員と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める消防団員を含む。）又は消防職員であった者で別表5に定める応急手当指導員講習を修了した者

(3) 応急手当普及員の資格を有する者で別表6に定める応急手当指導員講習を修了した者

(4) 応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者

(応急手当指導員養成講習の講師)

第 6 条 応急手当指導員養成講習の講師については、努めて医師、看護師、救急救命士又は応急手当指導員の資格を有する者で応急手当の指導に関して高度な技能と十分な経験を有する者をあてるものとする。

(応急手当指導員の認定証の交付)

第 7 条 消防長は、応急手当指導員として認定したときは、第 5 号様式の応急手当指導員名簿に登録したのち、第 6 号様式の認定証を交付するものとする。

なお、消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

(応急手当指導員の資格の有効期限)

第 8 条 応急手当指導員の認定 (第 5 条第 2 項第 4 号に定める者に関するものを除く。) については、資格認定日から 3 年 (資格認定時に消防機関に在職していた者については、消防機関を退職した日から 3 年) で失効するものとする。ただし、失効前に別表 7 に定める応急手当指導員再講習を受講した者についてはさらに 3 年間有効とし、それ以降も同様とする。

(応急手当普及員の認定等)

第 9 条 応急手当普及員は、主として事業所又は防災組織等において当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う普通救命講習の指導に従事する者とする。

2 応急手当普及員については、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認める者について、消防長が認定する。

(1) 別表 8 に定める応急手当普及員講習 を修了した者

(2) 次のアからウのいずれかに該当する者で別表 9 に定める応急手当普及員講習を修了した者。ただし、ア又はイに該当する者で、過去 2 年以内に消防機関に在職していた者で普及啓発の業務に従事していたと認める者については応急手当普及員講習 を免除することができる。

ア 救急救命士の資格を有する者

イ 消防機関在職中に応急手当指導員の資格を有していた者

ウ 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者

(3) 応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者

(4) 現に教員職にある者に対する応急手当普及員講習については、講習の質を確保

するものであれば、講習時間を短縮し実施することも可能とする。

(応急手当普及員の養成)

第 10 条 応急手当普及員の養成は、綾瀬市消防本部が行うものとする。

2 応急手当普及員養成講習については第 6 条の規定をもって準用する。

(応急手当普及員の認定証の交付)

第 11 条 消防長は、応急手当普及員として認定したときは、第 7 号様式の応急手当普及員名簿に登録したのち、第 8 号様式の認定証を交付するものとする。

なお、消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

(応急手当普及員の資格の有効期限)

第 12 条 応急手当普及員の認定 (第 9 条第 2 項第 3 号に定める者に関するものを除く。) については、資格認定日から 3 年で失効するものとする。ただし、失効前に別表 10 に定める応急手当普及員再講習を受講した者についてはさらに 3 年間有効とし、それ以降も同様とする。

(他の地域で取得した者の扱いについて)

第 13 条 他の地域で応急手当普及員又は応急手当指導員を取得した者の取り扱いについては、認定を受けた講習が消防庁の実施要綱に基づく講習であれば、他の地域で認定を受けている者についても、当該消防本部が認定したものとみなすことができる。

(認定の取り消し)

第 14 条 消防長は、応急手当指導員及び応急手当普及員 (以下「 応急手当指導員等 」という。) が応急手当指導員等としてふさわしくない行為を行ったときは、認定を取り消すことができる。

(応急手当指導員等の責務)

第 15 条 応急手当指導員等は、住民に対する普及講習が計画的かつ効果的に行えるよう、応急手当に関する知識、技術及び指導方法等について常に研鑽に努めるものとする。

2 消防長は、応急手当指導員等に対し、応急手当の知識・技術の維持及び救急医療の進歩にあわせた応急手当の普及指導に十分に対応できるよう、適宜再教育を行うよう配慮するものとする。

3 消防長は、事業所又は防災組織等が応急手当の講習を行う場合に、応急手当普及

員に対し講習内容、講習方法等について必要な助言を与え、当該講習が適正に行われるよう指導するものとする。

(普及啓発用資機材の整備)

第16条 消防長は、実情に応じ応急手当の普及啓発活動に必要な蘇生訓練用人形、訓練用自動体外式除細動器、指導用ビデオ等普及啓発用資機材の計画的な整備に努めるものとする。

(感染防止上の配慮)

第17条 消防長は、住民に対する応急手当の普及講習の実施にあたっては、応急手当を行う場合に係る感染防止上の留意事項についても指導を行うものとする。また、心肺蘇生法の実技実習を行う場合には、蘇生訓練用人形の消毒、滅菌等の措置を行うものとする。

(関係機関との連携)

第18条 消防長は、住民に対する応急手当の普及啓発活動を効果的に行えるよう、応急手当の普及業務を実施している他の関係機関との連携協力に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 綾瀬市応急手当普及啓発活動実施要綱(平成7年4月1日施行。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 旧要綱の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

4 旧要綱の規定により交付された修了証及び認定証については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の綾瀬市応急手当普及啓発活動実施要綱に基づいてなされた事務は、この要綱による改正後の綾瀬市応急手当普及啓発活動実施要綱に基づいてなされたものとみなす。

別表1（第3条関係）

普通救命講習

1	到達目標	(1) 心肺蘇生法(主に成人を対象)を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 (2) 自動体外式除細動器(AED)について理解し、正しく使用できる。 (3) 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。		
2	標準的な実施要領	(1) 講習については、実習を主体とする。 (2) 1クラスの受講者数の標準は、20名程度とする。 (3) 蘇生訓練用人形1体に対して、受講者5名程度とする。 (4) 指導者1名に対して、受講者10名程度とする。		
	項 目	細 目	時 間(分)	
	応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	15	
救命に必要な 応急手当(主 に成人に対す る方法)	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生 法(実技)	反応の確認、通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
	AEDの用法	AEDの使用方法(ビデオ等)		
		指導員による用法の呈示		
	AEDの実技要領			
	異物除去法	異物除去要領		
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認		
	止血法	直接圧迫止血法		
合計時間			180	

- 備考 1 2年から3年間隔での定期的な再講習を行う。
 2 受講対象年齢については、中学生以上とする。
 3 受講対象者については、連続して2分程度の胸骨圧迫を実施できること。

別表1の2（第3条関係）

普通救命講習

1	到達目標	(1) 心肺蘇生法(主に成人を対象)を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 (2) 自動体外式除細動器(AED)について理解し、正しく使用できる。 (3) 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。		
2	標準的な実施要領	(1) 講習については、実習を主体とする。 (2) 1クラスの受講者数の標準は、20名程度とする。 (3) 蘇生訓練用人形1体に対して、受講者5名程度とする。 (4) 指導者1名に対して、受講者10名程度とする。		
	項目	細目	時間(分)	
	応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	15 (5)	
救命に必要な 応急手当(主に成人に対する方法)	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法(実技)	反応の確認、通報	165 (115)
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口对口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
	AEDの使用法	AEDの使用法(ビデオ等)		
		指導員による使用法の呈示		
		AEDの実技要領		
	異物除去法	異物除去要領		
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認		
止血法	直接圧迫止血法			
心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)	知識の確認	60		
心肺蘇生法に関する実技の評価(実技試験)	シナリオを使用した実技の評価			
合計時間			240 (180)	

- 備考 1 普通救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し、応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とする。
- 2 普通救命講習で行う筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とする。
- 3 e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。ただし、事業所等が受講申請し、その受講者全員が、e-ラーニングを受講したものに限る。
- 4 時間欄の()内は、e-ラーニング適応時の時間配分とする。
- 5 2年から3年間隔での定期的な再講習を行う。
- 6 受講対象年齢については、中学生以上とする。
- 7 受講対象者については、連続して2分程度の胸骨圧迫を実施できること。

別表 1 の 3 (第 3 条関係)

普通救命講習

1	到達目標	(1) 心肺蘇生法 (主に小児、乳児、新生児を対象) を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 (2) 自動体外式除細動器 (AED) について理解し、正しく使用できる。 (3) 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。		
2	標準的な実施要領	(1) 講習については、実習を主体とする。 (2) 1 クラスの受講者数の標準は、20 名程度とする。 (3) 蘇生訓練用人形 1 体に対して、受講者 5 名程度とする。 (4) 指導者 1 名に対して、受講者 10 名程度とする。		
	項 目	細 目	時 間 (分)	
	応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性 (心停止の予防等を含む) 等 15	
救命に必要な 応急手当 (主に小児、 乳児、新生児 に対する方 法)	心肺蘇生 法	基本的な心肺蘇 生法 (実技)	反応の確認、通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
	A E D の使用 法	A E D の使用方法 (ビデオ等)		
		指導員による使用法の呈示		
		AED の実技要領		
異物除去法	異物除去要領			
効果確認	心肺蘇生法の効果確認			
止血法	直接圧迫止血法			
合計時間			180	

- 備考 1 2 年から 3 年間隔での定期的な再講習を行う。
2 受講対象年齢については、中学生以上とする。
3 受講対象者については、連続して 2 分程度の胸骨圧迫を実施できること。

別表 2 (第 3 条関係)

上級救命講習

1 到達目標	(1) 心肺蘇生法を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 (2) 自動体外式除細動器(AED)について理解し、正しく使用できる。 (3) 異物除去法及び大出血時の止血法を実施できる。 (4) 傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当、搬送法等を習得する。			
2 標準的な実施要領	(1) 講習については、実習を主体とする。 (2) 1クラスの受講者数の標準は、20名程度とする。 (3) 蘇生訓練用人形1体に対して、受講者5名程度とする。 (4) 指導者1名に対して、受講者10名程度とする。			
項 目	細 目		時 間(分)	
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	15	
救命に必要な応急手当 (成人、小児、乳児、新生児に対する方法)	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法(実技)	反応の確認、通報	285
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口对口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
	AEDの使用法(成人に対する方法)	AEDの使用法(ビデオ等)		
		指導員による使用法の呈示		
		AEDの実技要領		
	異物除去法	異物除去要領		
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認		
止血法		直接圧迫止血法		
心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)		知識の確認	60	
心肺蘇生法に関する実技の評価(実技試験)		シナリオを使用した実技の評価		
その他の応急手当	傷病者管理法	衣類の緊縛解除	120	
		保温法		
		体位管理		
	外傷の手当要領	包帯法		
		副子固定法		
		熱傷の手当		
		その他の手当		
	搬送法	搬送の方法		
		担架搬送法		
応急担架作成法				
合計時間			480	

備考 1 上級救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し、応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とする。

2 上級救命講習で行う筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とする。

3 2年から3年間隔での定期的な再講習を行う。

4 受講対象年齢については、中学生以上とする。

5 受講対象者については、連続して2分程度の胸骨圧迫を実施できること。

別表3（第3条関係）

救命入門コース

1 到達目標	(1) 胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 (2) 自動体外式除細動器(AED)を使用できる。		
2 標準的な実施要領	(1) 講習については、実習を主体とする。 (2) 1クラスの受講者数の標準は、20名程度とする。 (3) 蘇生訓練用人形1体に対して、受講者5名程度とする。 (4) 指導者1名に対して、受講者10名程度とする。		
項目	細目		時間(分)
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	
救命に必要な応急手当 (主に成人に対する方法)	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法(実技及び呈示)	反応の確認、通報
			胸骨圧迫要領
			気道確保要領(呈示又は体験)
			口対口人工呼吸法(呈示又は体験)
			シナリオに対応した反応の確認から胸骨圧迫まで
	AEDの使用法	AEDの使用法(口頭又はビデオ等)	
		AEDの実技要領	
			90

別表3の2（第3条関係）

救命入門コース(45分コース)

1 到達目標	(1) 胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 (2) 自動体外式除細動器(AED)を使用できる。		
2 標準的な実施要領	(1) 講習については、実習を主体とする。 (2) 蘇生訓練用人形1体に対して、受講者2名程度とする。 (3) 指導者1名に対して、受講者10名程度とする。		
項目	細目		時間(分)
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	
救命に必要な応急手当 (主に成人に対する方法)	心肺蘇生法	胸骨圧迫のみの心肺蘇生(実技)	反応の確認、通報
			胸骨圧迫要領
	AEDの使用法	AEDの使用法(口頭又はビデオ等)	
		AEDの実技要領	
			45

別表4 (第5条関係)

応急手当指導員講習

項 目		時 間 (分)	
指 導 要 領	指導技法	60	435
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)、 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技 試験)を含む〕	240	
	その他の応急手当の指導要領	90	
	各種応急手当の組合せ・応用の指導要領	45	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		45	
合計時間		480	

備考 1 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む。)をいう。

2 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法をいう。

別表5 (第5条関係)

応急手当指導員講習

項 目		時 間 (分)	
基 礎 的 な 知 識 技 能	基礎知識(講義)	60	480
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	その他の応急手当の基礎実技	180	
指 導 要 領	基礎医学、資機材の取扱要領・指導技法	240	840
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)、 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技 試験)を含む〕	300	
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種応急手当の組合せ・応用の指導要領	120	
	効果測定・指導内容に関する質疑への対応	120	
合計時間		1440	

備考 1 「基礎知識(講義)」とは、応急手当指導員認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識をいう。

2 「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止をいう。

3 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)をいう。

4 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法をいう。

別表 6 (第 5 条関係)

応急手当指導員講習

項 目		時 間 (分)	
基 礎 的 な 知 識 技 能	基礎知識 (講義)	6 0	1 8 0
	救命に必要な応急手当の基礎実技	6 0	
	その他の応急手当の基礎実技	6 0	
指 導 要 領	基礎医学、資機材の取扱要領・指導技法	6 0	6 6 0
	救命に必要な応急手当の指導要領	3 0 0	
	〔心肺蘇生法に関する知識の確認 (筆記試験)、 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価 (実技 試験) を含む〕		
	その他の応急手当の指導要領	1 8 0	
	各種応急手当の組合せ・応用の指導要領	1 2 0	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		1 2 0	
合計時間		9 6 0	

備考 1 「基礎知識 (講義) 」とは、応急手当指導員認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識をいう。

2 「基礎医学」とは、解剖、生理学及び感染防止をいう。

3 「救命に必要な応急手当」とは、観察要領、心肺蘇生法及び止血法をいう。

4 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領及び搬送法をいう。

別表 7 (第 8 条関係)

応急手当指導員再講習

項 目	時 間 (分)
救命に必要な応急手当の指導要領	1 2 0
その他の応急手当の指導要領	1 2 0
合計時間	2 4 0

備考 1 本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。

2 本講習においては、指導技術を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、架台家庭に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導する。

3 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法及び止血法をいう。

4 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、手当の要領及び搬送法をいう。

別表 8 (第 9 条関係)

応急手当普及員講習

項 目		時 間 (分)	
基 礎 的 な 知 識 技 能	基礎知識 (講義)	1 2 0	5 4 0
	救命に必要な応急手当の基礎実技	2 4 0	
	その他の応急手当の基礎実技	1 8 0	
指 導 要 領	基礎医学、資機材の取扱要領・指導技法	3 0 0	7 8 0
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認 (筆記試験)、 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価 (実技 試験) を含む〕	3 6 0	
	各種応急手当の組合せ・応用の指導要領	1 2 0	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		1 2 0	
合計時間		1 4 4 0	

- 備考 1 「基礎知識 (講義) 」とは、応急手当普及員認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識をいう。
- 2 「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止をいう。
- 3 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法 (感染防止を含む) をいう。
- 4 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法をいう。

別表 9 (第 9 条関係)

応急手当普及員講習

項 目		時 間 (分)	
指 導 要 領	指導技法	6 0	
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認 (筆記試験)、 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価 (実技試験) を含む〕	1 8 0	
合計時間		2 4 0	

- 備考 1 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法 (感染防止を含む。) をいう。
- 2 指導要領には感染防止及び効果測定を含むものである。

別表 10 (第 12 条関係)

応急手当普及員再講習

項 目	時間 (分)
救命に必要な応急手当の指導要領	180
合計時間	180

- 備考
- 1 本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。
 - 2 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導する。
 - 3 「救命に必要な応急手当」とは、観察要領、心肺蘇生法及び止血法をいう。

第1号様式（第4条関係）

（表）

普通救命講習修了証	第	号
氏名		
上記の者は、普通救命講習を修了し、 救命技能を有することを認定します。		
年	月	日
綾瀬市消防長		印

54 mm

86 mm

（裏）

普通救命講習修了証	
綾瀬市消防本部	
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、 2年から3年間で定期的に講習を受けてください。）	
受講	受講

54 mm

86 mm

第1号様式の2（第4条関係）

（表）

普通救命講習修了証		第	号
氏名			
上記の者は、普通救命講習を修了し、 救命技能を有することを認定します。			
年	月	日	綾瀬市消防長 印

86 mm

（裏）

普通救命講習修了証	
綾瀬市消防本部	
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、 2年から3年間で定期的に講習を受けてください。）	
. 受講	. 受講

86 mm

第1号様式の3（第4条関係）

（表）

普通救命講習修了証		第	号
氏名			
上記の者は、普通救命講習を修了し、 救命技能を有することを認定します。			
年	月	日	綾瀬市消防長 印

86 mm

（裏）

普通救命講習修了証	
綾瀬市消防本部	
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、 2年から3年間で定期的に講習を受けてください。）	
. 受講	. 受講

86 mm

第2号様式（第4条関係）

（表）

普通救命講習修了証		第	号
氏名			
上記の者は、普通救命講習を修了し、 救命技能を有することを認定します。			
年	月	日	綾瀬市消防長
応急手当普及員		氏名	印
			印

54 mm

86 mm

（裏）

普通救命講習修了証	
綾瀬市消防本部	
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、 2年から3年間で定期的に講習を受けてください。）	
受講	受講

54 mm

86 mm

第2号様式の2（第4条関係）

（表）

普通救命講習修了証		第	号
氏名			
上記の者は、普通救命講習を修了し、 救命技能を有することを認定します。			
年	月	日	綾瀬市消防長
応急手当普及員		氏名	印
			印

54 mm

86 mm

（裏）

普通救命講習修了証	
綾瀬市消防本部	
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、 2年から3年間で定期的に講習を受けてください。）	
受講	受講

54 mm

86 mm

第2号様式の3（第4条関係）

（表）

普通救命講習修了証		第	号
氏名			
上記の者は、普通救命講習を修了し、 救命技能を有することを認定します。			
年	月	日	綾瀬市消防長
応急手当普及員		氏名	印
			印

54 mm

86 mm

（裏）

普通救命講習修了証	
綾瀬市消防本部	
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、 2年から3年間で定期的に講習を受けてください。）	
受講	受講

54 mm

86 mm

第3号様式(第4条関係)

(表)

上級救命講習修了証	第	号
氏名		
上記の者は、上級救命講習を修了し、 救命技能を有することを認定します。		
年	月	日
綾瀬市消防長		印

54 mm

86 mm

(裏)

上級救命講習修了証	
綾瀬市消防本部	
再講習受講の記録(救命技能を忘れることなく維持向上させるため、 2年から3年間で定期的に講習を受けてください。)	
受講	受講

54 mm

86 mm

第4号様式（第4条関係）

（表）

<p>救命入門コース参加証</p> <p>氏 名</p> <p>上記の者は、救命入門コースに参加したことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">綾瀬市消防本部</p>	5 4 mm
--	--------

8 6 mm

（裏）

<p>次回は、普通救命講習にチャレンジしましょう！</p> <p>反応の確認（もしもし、だいじょうぶですか）</p> <p>助けを呼ぶ（119番・AED）</p> <p>呼吸をみる（胸と腹の動き）</p> <p>呼吸なし 胸骨圧迫30回 + 人工呼吸2回</p> <p>AED装着（AEDの指示にしたがいましょう）</p> <p>必要により電気ショック（離れてください）</p> <p>胸骨圧迫30回 + 人工呼吸2回 × 5セット</p> <p>目を開けたり、呼吸がもどるまで、続けましょう</p>	5 4 mm
---	--------

8 6 mm

第6号様式（第7条関係）

（職員又は団員用）

応急手当指導員認定証

第 号

氏 名

上記の者を、応急手当指導員として認定します。

年 月 日

綾瀬市消防本部

消防長

印

本証は、綾瀬市消防本部（綾瀬市消防団）を退職した日から、3年間有効です。

第6号様式（第7条関係）

（職員（団員）以外の者用）

応急手当指導員認定証

第 号

氏 名

上記の者を、応急手当指導員として認定します。

年 月 日

綾瀬市消防本部

消防長

印

本証は、発行日から3年間有効です。

ただし、再講習を受講した場合は、再講習受講日から3年間有効です。

応急手当普及員認定証

第 号

氏 名

上記の者を、応急手当普及員として認定します。

年 月 日

綾瀬市消防本部

消防長

印

本証は、発行から3年間有効です。

ただし、再講習を受講した場合は受講日から3年間有効です。